

収入
印紙

消防用設備等の定期点検契約書

(契約者名) _____ (以下甲という)は、

(設置物件名) _____ に設置した消防用設備

等の定期的に行う点検(以下点検という)に関し、大槻電気通信株式会社 代表取締役 大槻 努(以下乙という)と次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は上記に設備した消防用設備等(以下本設備という)の機能保全のため、消防法第17条3の3による点検業務を行うものとする。

第2条 乙は前条に定める業務について、技術員を派遣し、消防庁告示第14号(昭和50年10月16日)の基準に則っており、機器点検を年で1回、機器点検を含む総合点検を年1回行うものとする。

但し、総合点検については機器点検時に分割して行うこともできるものとする。

2、乙は前項の点検の結果、機能に支障を来たす事項があると判断した場合、直ちに甲に通告し、協議の上速やかに補修その他所要の処置をする。

第3条 甲は乙の点検に立合い点検完了時には認証を行うものとする。

第4条 本設備の維持管理に関する責任は甲に帰属するものとし、機能に影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、甲は直ちに乙に通知し、甲・乙協議の上補修その他所要の処置をする。

第5条 点検料金は、別添点検料金計算書による年額は¥ _____ 円とする。
内、取引にかかる消費税及び地方消費税の額は¥ _____ 円とする。
但し、社会情勢の変化及び機器の数量等に変更が生じた場合は、契約期間においても甲・乙協議の上、改定できるものとする。

尚、甲の事由により点検業務に特別な費用が必要な場合、又は第2条第2項及び第4条による補修その他所要の処置に対する費用は別途甲・乙協議の上、決定するものとする。

2、点検料金の決済方法は点検回数に応じ、

機器点検料は¥ _____円 内、消費税及地方消費税 ¥ _____円

総合点検料は¥ _____円 内、消費税及地方消費税 ¥ _____円

とする。

尚、その支払いは、乙の請求によるものとし、原則として請求日の翌月払いとする。

第6条 本契約の期間は、平成 _____年 _____月 _____日より平成 _____年 _____月 _____日までとする。

但し、甲・乙いずれかより文書による解約の申し出が無い場合は、更に1ヶ年間延長するものとし、以後同様とする。

第7条 甲又は乙のいずれか一方が正当な理由なく契約を履行しない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

第8条 その他、この契約に規定していない事項が発生した場合は、甲・乙協議の上、決定する。

第9条 甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密及び個人情報に関する事項等を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書により許諾を得なければならない。本契約終了後も同様とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 _____年 _____月 _____日

甲：

乙： 郡山市田村町金屋字上川原286

大槻電気通信株式会社

代表取締役 大槻 努

